

財団法人 石巻海員会館寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、財団法人石巻海員会館という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を石巻市に置く。

(目的)

第3条 本会は、石巻港に出入港する船舶の乗組員及びその家族に対する福祉を増進し、厚生を図り、あわせて石巻港の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 船員及びその家族に対する宿泊、休憩及び、慰安に関すること。
- (2) 船員及びその家族に対する福利厚生に関すること。
- (3) 船員の教養及び文化の向上に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第 2 章 資 産 及 会 計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業の収入
- (4) 補助金及び助成金
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 基本財産として、指定して寄附された財産

(2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

2 本会の資産のうち基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、3分の2以上の理事が出席した理事会において、その4分の3以上の議決を得、かつ東北運輸局長の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第10条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議を得て、その全部又は一部を、基本財産に繰り入れるか若しくは翌年度の普通財産に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第11条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 会長は、前項の書類及び報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に備えつけて置かなければならない。

第 3 章 役 員

(役員)

第 1 2 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 常務理事 1 名
- (4) 理 事 1 2 名以上 1 6 名以内
(会長、副会長及び常務理事を含め)
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 1 3 条 理事及び監事は、原則として評議員会で選任するものとする。

2 副会長及び常務理事は理事の互選とする。

3 会長は、石巻市長の職にあるものをもってあてる。

(役員職務)

第 1 4 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を行なう。

3 常務理事は、会長の命を受けて本会の会務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 監事は、民法第 5 9 条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第 1 5 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第 1 6 条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常務理事は有給とすることができる。

2 常務理事の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(評議員)

第18条 本会に評議員6名以上8名以内を置く。

2 評議員は、船主、船員団体の役員、官公庁職員、その他本会と密接な関係のある者のうちから理事会で選任する。

3 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか必要と認める事項について会長に助言する。

4 評議員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

5 評議員会の議長は、評議員の互選によりあてる。

6 評議員の任期は、2年とする。

(顧問)

第19条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集等)

第21条 理事会は、通常会及び臨時会とする。

2 通常会は、毎年2回、臨時会は会長が必要と認めたとき招集し、会長が

その議長となる。

3 会長は、理事の2分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

4 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面によって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

第22条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要事項

2 前事項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(定足数等)

第23条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 理事数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(規定の準用)

第26条 第21条、第4項、第23条及び第24条までの規定は、評議員会に準用する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認められるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

第28条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の議決を得、かつ東北運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 本会は、理事の3分の2以上が出席した理事会において、その3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散に伴う残余財産処分は、理事の3分の2以上が出席した理事会において、その3分の2以上の議決を得、かつ、東北運輸局長

の認可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(細則)

第 3 2 条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

- 1 本会設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和 4 3 年 3 月 3 1 日に終わるものとする。
- 2 本会設立当初の役員は、第 1 3 条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとする。
- 3 本会設立当初の役員の任期は第 1 5 条の規定にかかわらず、昭和 4 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(施行期日)

- 4 この改正寄附行為は平成 3 年 8 月 1 9 日から施行する。
- 5 この改正寄附行為は平成 1 0 年 8 月 3 1 日から施行する。
- 6 この改正寄附行為は平成 1 0 年 1 2 月 1 1 日から施行する。